

ひきこもり民間支援団体等の活動周知動画に係る広告掲載業務委託仕様書

- この仕様書は企画提案書作成用である。
- 企画提案募集後、埼玉県は委託先候補者として選定された者と協議を行い、協議が整った場合は、当該協議を踏まえ仕様書を修正の上、契約を締結する。

1 委託業務名

ひきこもり民間支援団体等の活動周知動画に係る広告掲載業務委託

2 委託期間

契約締結の日から令和5年3月31日まで

3 目的

県内の様々なひきこもり民間支援団体等の活動周知動画を効果的に周知し、ひきこもり当事者やその家族が団体にアクセスしやすい環境を整えることを目的とする。

4 委託業務の内容

(1) 概要

県内の様々なひきこもり民間支援団体等の活動周知動画を効果的に周知するため、県が制作し公開した動画の広告を配信する。広告からの遷移先は、委託者が指定するサイトとすること。

(2) 広告配信

以下のインターネット広告を出稿すること。広告からの遷移先は、委託者が指定するサイトとする。

【ブランドパネルチラシビジョン MD（都道府県）ソーシャルセット】

- ① 実施期間：令和5年3月以降を候補として委託者と協議し決定する。
- ② 配信地域：埼玉県（全域）を指定すること。
- ③ 掲載する媒体はYahoo!及びYouTube とすること。

(3) 掲載内容

① Yahoo!広告

- ブランドパネル広告（スマートフォン&PC）
- 掲載保証回数：2,530,901 vimps
- 課金形態：vCPM 課金
- 想定広告費用：2,750 千円（税込み）

② YouTube 広告

- ・ TrueView/Instream 動画広告
- ・ 目標視聴回数：108,333 回
- ・ 課金形態：CPV 課金
- ・ 想定広告費用：1,430 千円（税込み）

(4) 動画バナーの制作

- ・ 動画バナーの制作費用は掲載金額に含むものとする。

(5) インターネット広告の配信運用管理

委託者の指示に従い下記を実施すること。

- ・ インターネット広告の配信に必要な手続きや業務を行うこと。
- ・ 動画バナーの制作にあたっては、制作する動画イメージの擦り合わせを行うこと。
- ・ 配信期間中は、配信状況の分析を週 1 回行うこと。

(6) 運用方法

随時広告の分析を行い、県と協議の上、広告のクリック率などの効果がより高いと見込まれる運用を行うこと。

5 配信結果の報告

委託者の指示に従い下記を実施すること。各広告の配信期間終了後に、配信実績・効果測定、及び今後の改善策について分析を行い、分かりやすく示した配信報告書を作成し、提出すること。

6 広告掲出に係る諸経費

広告掲出における登録、運用、管理、報告、バナー作成等に係る費用は、全て委託金額に含むものとする。

7 成果物に関する権利の帰属

- (1) 本件受託において、著作権、肖像権等の取扱いには十分注意すること。
- (2) 本業務の履行に伴い新たに発生する成果物等に対する著作権（著作権法第 27 条・第 28 条に規定する権利を含む）等はすべて県に帰属し、県は受託者に許可を得ることなく Web での使用を含めて手段を問わず二次利用できるものとする。受託者は、県が成果物等を利用する際に、著作権人格権を行使しないものとする。
- (3) 本業務に使用する映像、イラスト、写真等の中で第三者が権利を有するものを使用する場合、第三者との間で発生する著作権とその他知的財産権に関する手続きや使用料等の負担と責任は全て受託者が負うこと。

なお、本業務における動画や素材に使用した第三者が権利を有する既存資料等について、権利は第三者が引き続き有するが、県は受託者に許可を得ることなく Web での使用を含めて手段を問わず二次利用できるものとする。

8 業務実施に関する留意事項

- (1) 本業務の遂行に当たっての再委託については、次のとおりとすること。
 - ア 受託者は、本業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、県が書面によりあらかじめ承諾した時は、その限りではない。
 - イ 県により再委託が承諾されたときは、受託者は再委託先に対して本業務に係る一切の義務を遵守させるものとする。
- (2) 受託者は、本委託契約業務の実施に当たり、関係法令、条例及び規則等を十分に遵守すること。
- (3) 委託業務に関して知り得た秘密をみだりに他に漏らし、又は委託業務以外の目的に使用してはならない。委託期間が終了し、又は委託契約が解除された後においても同様とする。
- (4) 委託業務を通じて取得した個人情報の適切な管理のために、必要な措置を講じるものとする。受託者が取り扱う個人情報については、県の保有する個人情報として埼玉県個人情報保護条例の適用を受けるものとする。
- (5) 委託事業終了後に委託契約額を確定した結果、受託者に本業務により発生した収入がある時で、得られた収入から委託契約額を上回る事業費を差し引いてもなお受託者に収入がある場合、当該収入は埼玉県に返還するものとする。
- (6) 受託者は、委託業務の履行に当たり、自己の責めに帰する事由により県に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。
- (7) 受託者は、委託業務の履行に当たり、受託者の行為が原因で利用者その他の第三者に損害が生じた場合には、その賠償の責めを負うものとする。

9 その他

本仕様書について及び本仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合は、委託者と受託者双方が協議の上、決定するものとする。